

再 評 価 書

事業名	二級河川 志登茂川 広域基幹河川改修	事業区分	河川	室名	河川・砂防室
事業概要	工期	昭和47年～平成45年	全体事業費	28,150百万円(負担率:国0.5 県0.5)	
	(下段:前回)	昭和47年～平成35年	(下段:前回)	28,150百万円(負担率:国0.5 県0.5)	
事業目的及び内容					
<p>(1) 事業の目的</p> <p>二級河川志登茂川は、三重県津市芸濃町にある横山池に源を発し、津市を流下して伊勢湾に注いでいます。中・下流部は津市の市街地であり近鉄江戸橋駅を中心に市街地が形成されている。上流部は水田地帯となっています。</p> <p>志登茂川沿川の浸水被害防止を目的とした築堤工、河床掘削、護岸工等の施工による河川改修をおこない、流下能力を確保し治水安全度の向上を図ることが事業の目的です。</p> <p>(2) 事業の内容</p> <p>事業の内容は、次の通りです。</p> <p>延長 L=6,407m (志登茂川)、L=1,463m (横川)</p> <p>①築堤 11,960m ②掘削 692,560m³ ③護岸 11,160m ④樋門・樋管 3基 ⑤橋梁 20橋 ⑥用地補償費 1式</p>					
事業主体の再評価結果					
<p>1 再評価を行った理由</p> <p>前回の再評価実施後一定期間が経過し、なお継続中であるため三重県公共事業再評価実施要綱第2条第3項に基づき、再評価を行いました。</p>					
<p>2 事業の進捗状況と今後の見込み</p> <p>① 昭和47年度に事業着手 ② 昭和50年頃から用地買収に着手 ③ 平成10年度に事業再評価を実施 ④ 平成15年度に事業再評価を実施 ⑤ 平成20年度までに事業費ベースで47%が完了予定 ※ 平成45年度に整備完了見込み</p>					
<p>3 事業を巡る社会経済状況等の変化</p> <p>○周辺環境の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中下流部は津市の市街地であり、近鉄江戸橋駅を中心に市街地が形成されています。また、津市中心部に位置することから流域内の土地利用の高度化が見込まれています。 ・ 近年では平成16年に大きな被害が発生しています。 ・ 平成18年1月1日に津市、久居市、安芸郡河芸町、同郡芸濃町、同郡安濃町、同郡美里村、一志郡香良洲町、同郡一志町、同郡白山町、同郡美杉村の2市6町2村が合併し津市が誕生しました。 					

4 費用対効果分析と要因の変化、地元意向の変化等

4-1 費用対効果分析

(平成 15 年度 費用対効果分析結果 ; H12 治水経済調査マニュアルによる)

費用対効果(総便益/総費用) $B/C = 15,045.54 \text{ 億円} / 290.07 \text{ 億円} = 51.9$

※総便益 B = 総便益(現在価値化)

※総費用 C = 建設費(現在価値化) + 維持管理費(事業費の 0.5%現在価値化) - 残存価値(現在価値化)

(平成 20 年度 費用対効果分析結果 ; H17 治水経済調査マニュアルによる)

費用対効果(総便益/総費用) $B/C = 7,511.76 \text{ 億円} / 288.86 \text{ 億円} = 26.0$

※総便益 B = 総便益(現在価値化) + 残存価値(現在価値化)

※総費用 C = 建設費(現在価値化) + 維持管理費(事業費の 0.5%現在価値化)

○B/C低下の要因

氾濫解析手法の変更が要因です。

4-2 地元意向

河道沿川に多数の人家・学校・工場が存在しており、地元から河川整備への要望があります。

また、平成 16 年に浸水被害が発生したこともあり、江戸橋付近の地域住民からは早期河川改修へ向けた要望があります。

5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性

5-1 コスト縮減

河床掘削等による発生土を近隣の他事業に流用する等してコスト縮減に努めます。また、護岸の材料、工法の新技術の活用等により、コスト縮減ができるよう検討します。

5-2 代替案

①『ダム案』 ダムサイトとしての適地は上流域の山地となりますが、流域の大部分が平地で、ダムの適地がありません。

②『遊水地・調節池案』 遊水地・調節池として新たに広大な用地を取得することや、補償することは困難です。

過去から河道改修を進めてきた経緯もあり、現在進行中の計画による改修を進めることが妥当と考えます。

再 評 価 の 経 緯

H15 委員会意見

事業の必要性、投資効果が認められることから、事業継続を了承する。ただし、以下の項目について考慮すること。

①河川流域内の遊水機能の低下等、河川への負荷を招かぬよう他の公共事業と調整を行うべきである。

対応状況 諸開発に対しては、都市計画法等に基づき、河川管理者として調整を図ります。

②景観や環境への影響について、関係する市町村及び県民との議論を喚起できるような場の構築を望む。

対応状況 今後、河川整備計画を策定していく過程において、流域懇談会等の議論の場の構築に努めます。

③多自然工法について、定量的な経済的価値と定性的な環境文化的価値を考慮して取り組まれない。また、草刈り等日常の維持管理については、地域住民の参画を促すよう努められない。

対応状況 多自然川づくりの推進に向けた取り組みに努めていきます。また草刈等の維持管理については、自治会委託等により除草作業を実施しております。

④工事着手から長期にわたる事業であるため、段階的目標を示すなど県民への説明に努められない。

対応状況 平成 18 年 12 月に策定された河川整備戦略に基づき、今後 15 年の整備目標を示しています。これからも県民への説明に努めていきたい。

事 業 主 体 の 対 応 方 針

三重県公共事業再評価実施要綱第 3 条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第 5 条第 1 項に該当すると判断されるため当事業を継続したいと考えています。